

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	基地防空用地対空誘導弾の技術的追認に伴う試験支援役務（行動解析支援等）	開発LPS-N14329	
		作成	令和 6年11月27日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	航空開発実験集団		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、基地防空用地対空誘導弾の技術的追認実施における、行動解析に関する役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

1.2.1 基地防空用地対空誘導弾

航空基地等を空からの攻撃から直接防衛し、航空自衛隊の作戦基盤の維持・確保を目的とした誘導弾システムをいう。

1.2.2 行動解析

対象の人体骨格情報をモニターし、基本動作からの差異を検知するなどして、人の行動を解析すること。

1.2.3 行動解析システム

行動解析を行うために、人の動きをカメラで撮影したデータから、対象者の骨格情報等を自動的に抽出し、腕の位置や目線の位置、動きの幅等を定量的に評価できるシステムをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 引用文書

1) 仕様書

C & LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

2) 法令等

IT 利用装備品等及び IT 利用装備品関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通達）（空幕装第17号令和3年2月8日）

2 役務に関する要求

品名	基地防空用地対空誘導弾の技術的追認に伴う試験支援役務（行動解析支援等）
----	--

2.1 役務の内容

役務内容は、航空自衛隊千歳基地の教導・研究シミュレータで実施する基地防空用地対空誘導弾の対空戦闘操作における操作員の動作をモニターすることにより、基準となる作業要領からの逸脱手順等を分析することを目的とする。契約相手方は、表1に示す器材を準備し、以下の事項を実施する。細部は官側との調整による。

- a) 行動解析システムの設置
- b) 行動解析システムの設定
- c) 行動解析システムの運用
- d) 行動解析システムの撤収
- e) 取得データの解析
- f) 不具合発生時の原因探求及び対策

表1 会社準備品

番号	品名	数量	諸元
1	行動解析システム	2式	VP-Motion (Ver. 1. 2. 3) USBドングルキー版又は同等品
2	解析用PC	2EA	CPU: Core i7-11700もしくは同等以上 メモリ: 32GB以上 GPU: NVIDIA GeForce RTX3060-laptop (VRAM 6GB)もしくは同等以上
3	WEBカメラ	6EA	解像度VGA以上
4	三脚	6EA	180cm～200cmの範囲内で伸縮可能なもの

注記：なお、記載した品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2.2 役務実施場所、人員、人日数、工数及び期間

役務実施場所、人員、人日数、工数及び期間は、表2によるものとし、細部については飛行開発実験団誘導武器開発実験隊との調整により実施するものとする。

表2 役務実施場所、人員、人日数、工数及び期間

役務実施場所	人員 (最大)	人日数 (最大)	工数 (最大)	期間
基地防空教導隊 (千歳基地)	2人/日	10人日	77.5H	契約締結後 ～ 納期まで

注記：原則として、土曜日、日曜日及び祝日の役務は実施しない。

なお、1日の役務時間は、役務実施場所の日課時限を基準とする。ただし、これによらない場合は、官側（飛行開発実験団誘導武器開発実験隊）と調整するとともに監督官に申し出るものとする。

3 その他の指示

3.1 提出書類

品 名	基地防空用地対空誘導弾の技術的追認に伴う試験支援役務（行動解析支援等）
-----	--

契約相手方は、本役務終了後速やかに、2.1で取得したデータの解析結果をまとめた成果報告書を飛行開発実験団司令（誘導武器開発実験隊長付）に1部提出するものとし、提出した事を証する書類（様式随意）を分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）に提出するものとする。

3.2 会社準備品

会社準備品は表1のとおりとし、自社保有品又はリース等により準備する。

3.3 情報の取扱等

契約相手方は、本役務を履行するうえで得られた情報、成果を官側の許可なく公表漏えい又は転用してはならない。

3.4 官側における支援

契約の相手方は、官側（飛行開発実験団誘導武器開発実験隊）と調整の上、可能な範囲で次の支援を受けることができるものとする。

- a) 部隊等の長が認める事務室等の利用
- b) 部隊等における電力及び水等の利用
- c) 隊内電話等の利用（自衛隊専用線に限定）
- d) 関連する技術指令書等の閲覧
- e) その他官側が必要と認めた事項

3.5 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通達）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み、組込み、その他、官の意図せざる変更を行わず、かつ、必要な相応の管理を行う。

3.6 監督・検査

監督及び検査は、分支担当官の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

3.7 法令等の遵守

契約相手方は、法令等を遵守し、役務を実施する。

3.8 仕様書の疑義

この仕様書について疑義がある場合には、監督官等を通じて分支担当官に申し出るものとする。